

## 尾花沢市告示第 125 号

行政 MaaS デジタル化推進業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 13 日

尾花沢市長 結城 裕

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名称

行政 MaaS 等デジタル化推進業務委託

#### (2) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日

#### (3) 業務内容

別添「行政 MaaS 等デジタル化推進業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 契約上限額

- ①移動市役所導入・運行支援業務委託 13,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む。）
  - ②タクシー券電子化システム構築業務委託
  - ③タクシー券電子化導入支援業務委託
- ②+③=20,000 千円以内（消費税及び地方消費税含む。）

### 2. 担当課

尾花沢市総合政策課政策企画係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目 2 番 3 号

電話：0237-22-1111 FAX:0237-23-3004

電子メール s\_kikaku@city.obanazawa.yamagata.jp

### 3. 参加資格要件

本業務の企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと

- (1) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと
- (2) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (3) 尾花沢市暴力団排除措置実施要領（平成 24 年 11 月制定）に定める排除措置対象者でないこと
- (4) 単独またはグループで申請することができるが、グループで申請する場合は、次の点に留意すること。
  - ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定すること。なお、代表団体、構成団体の変更は、原則として認めない。

- イ 申請時にグループの概要（グループの名称及び代表団体並びに構成団体の名称、所在地、連絡先等）が分かる書類（任意様式）を添付すること。
  - ウ グループの構成団体が別のグループと重複して構成団体となることや単独での申請は認めない。
  - エ グループの構成団体は、上記（１）から（４）の要件を満たすこと。
- (5) 単独またはグループで申請する場合でも、別紙「行政 MaaS 等デジタル化推進業務委託仕様書の 4, 業務の内容」について、一体的に実施可能であること。

#### 4.実施スケジュール

委託者の選定は下記のスケジュールで行うものとする。

- |                  |                     |
|------------------|---------------------|
| (1) 公募受付開始       | 令和 5 年 6 月 13 日 (火) |
| (2) 質問書提出期限      | 令和 5 年 6 月 21 日 (水) |
| (3) 質問回答期限       | 令和 5 年 6 月 23 日 (金) |
| (4) 企画提案参加願等提出期限 | 令和 5 年 6 月 27 日 (火) |
| (5) 辞退届提出期限      | 令和 5 年 6 月 30 日 (金) |
| (6) 企画提案書等提出期限   | 令和 5 年 7 月 3 日 (月)  |
| (7) 提案内容ヒアリング    | 令和 5 年 7 月 6 日 (木)  |
| (8) 審査結果通知       | 令和 5 年 7 月上旬        |

#### 5.企画提案参加願等の提出

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより企画提案参加願を提出するものとする。

- (1) 提出書類 ①企画提案参加願（様式 1）  
②事業者概要（様式 1-1）  
③誓約書（様式 2）  
④業務実績書（様式 5）
- (2) 提出期限 令和 5 年 6 月 27 日 (火) 午後 5 時
- (3) 提出場所 「3 担当課」のとおり
- (4) 提出部数 各 1 部
- (5) 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと）

#### 6.その他

詳細については別に定める「行政 Maas 等デジタル化推進業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「仕様書」によるものとする。